

(案)

令和元年10月21日

長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県印刷、製版業最低賃金
専門部会部会長 倉崎 哲 矢

長野県印刷、製版業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、令和元年8月26日長野地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおり結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、令和元年10月21日長野労働局長に答申したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

倉崎 哲矢

西尾 智美

吉村 信之

労働者代表委員

岩崎 恵子

筒渕 祐一

和田 俊春

使用者代表委員

白田 行孝

西沢 徹

水本 正俊

別紙

長野県印刷、製版業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
長野県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 印刷(謄写印刷業を除く。)
 - (2) 製版業
 - (3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(2)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間850円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和元年12月31日(指定日発効とする)